

令和6年度第1回久留米市成年後見推進協議会要旨（公開用）

令和7年1月28日（火）

18:00～

参加者：上原会長、宮原副会長、岡田委員、山下委員、石橋委員、川崎委員

オブザーバー：福岡家庭裁判所1名（江崎主任書記官）

事務局：長寿支援課：古賀課長・野口補佐・栗木・藤田（進行）

障害者福祉課：甲斐主査・重永

久留米市社協：江頭課長・古賀補佐・鎌田

次第Ⅰ 1 令和5年度、令和6年度成年後見推進事業の実施状況について 資料1

事務局（資料に沿って順に説明）

委員 4 ページ③の「市民後見人養成講座修了生名簿登録者状況」について、登録者数を見ると増えるときもあるが基本的には減ってきており、登録解除者は一定数いる状況。登録解除をされる方の理由と、登録者数を増やすことについて、検討していることはあるか。

事務局 登録解除の理由としては、久留米市が養成を開始してから13年ほど経過している中で、年齢を重ね高齢になり活動するのが難しい、家族の介護で活動が難しい、という理由があるようだ。現時点で名簿登録者の中でも個人受任で活動を希望する方は多くない状況であり、今後養成を受けた方の活躍の場を広げていかなければならないと思っている。活躍の場の創造と合わせて養成の取り組みの仕方について検討していきたい。

委員 29人の中から日常生活自立支援事業の生活支援員と、法人後見の支援員と合計22名ほどが携わっており、他の活躍の場を広げることも重要だが、高齢という年齢的な問題がある一方で、登録者数を増やしていく必要性はあると思うので検討してほしい。

委員 6 ページの「受任調整会議開催実績について」だが、この会議で話し合われるのはどの団体の受任が妥当か、というところまでだと思うが、現在法人後見は、いけだ社会福祉士事務所と久留米市社協の2か所だけがこの協議の場にかかるのか。協議の場にかかるための要件があるのか。

事務局 受任調整会議を開始するまでにスキームを3士会や家庭裁判所と協議をしている。法人後見となった場合にどの法人を選ぶかは、家庭裁判所に確認をした中で、推薦依頼をかけている団体がこの2団体だったため、これを基準として2団体に依頼をしている。しかしそれぞれ受任件数が増えてきており、法人後見を新たに立ち上げている団体もあると聞いており、裁判所から選ばれているという基準だけでいいのかは、改めて検討していく課題だと認識している。

会長 裁判所の基準について教えてほしい。

オブザーバー 活動歴・事故の際の保険加入など、法人の状態を確認し、事案ごとに選任するかどうかを判断している。法人後見として後見につく例は、いけだ社会福祉士事務所・久留米市社協以外だと、弁護士法人・司法書士法人という形で団体がつくことはある。それ以外の

団体は候補に挙がること少ない状況。

次第Ⅰ 2 市民後見人養成の課題と今後の活躍支援について **資料2**、**参考資料1～3**

事務局 (**資料2**、**参考資料1～3**)に沿って説明)

委員 スライド4ページの総合的な支援パッケージを提供する取組について、社協委託を予定として考えていると聞こえたがそういう意味合いか。

事務局 このモデル事業を本市で取り組むことができるのかという検討を、社協に委託して実施したいと思っている。

委員 了承。今後の養成について、今の登録者の方の活躍の場をどうしていくのかと合わせて、養成をしないといけないという意味合いに聞こえた。二期計画を見るに、地域連携ネットワークが打ち出されているように見えるが、地域連携ネットワークについての考えはあるのか。

事務局 国が第二期の制度利用促進計画の中で概念的に示しているが、具体的な取組には至っていない状況。このネットワークは子どもから高齢者の専門機関、地域の団体など多様な団体が連携して支援が必要な人を支えていく体制だと理解している。市民後見人、候補者についてもネットワークを構成する一つの資源であり、ネットワークは市民後見人・候補者の土台になっていくものだと考えている。今、成年後見センターとネットワーク構築に向けて市としてどういった取り組みが必要なのか、どういった形で進めていくのか協議をしているので、次年度に取り組みが開始できればと考えている。

委員 今後の方針ではないが、考えはあるということか

事務局 その通り。整理をしていきたい。

委員 市の成年後見制度利用促進計画は「支え合うプラン」の中に入ってくると思うが、来年度詰めていくという理解でよいか。

事務局 見直しに向けて庁内で関係所管課中心に協議を行っている。市の計画をプランの中に位置付けているので、見直しをして令和8年度からの地域支え合うプランの中に位置付けたいと思っている。市の方針については、本協議会で諮らせてもらいながら整理を進めたいと思っている。

委員 資料2の2ページ目市民後見人候補者名簿登録に関して、基本リレー形式ですのであれば、本人と市民後見人と1対1の対応で、本人が亡くなられた際、名簿登録から外れることになるのか。3件目4件目と来た場合、すでに候補者名簿に登録されている方が、市民後見人候補者として上がればよくて、新たな市民後見人候補者として面接が必要になるのか。本人が亡くなられたら、候補者となっている方は名簿から抹消されるのか。

事務局 名簿登録の要件を満たした方であれば、名簿登録は継続。2年更新にはなるが、要綱に定めている基準を満たせば更新するため、2年ごとに面接審査をすることはない。なお、基準の中に「現に受任していること」という要件はない。ただし、市民後見人として現に活動している場合については、要件の一部を満たしていなくても活動が続いている限りは登録を継続するという要綱となっている。よって、仮に担当している本人が亡くなられたとしても名簿登録自体が抹消されるということはない。活動を継続される場合は適するケース

があった際にその方に受任するかどうかを市と社協で検討するという流れになる。

委員 リレー形式ですでに支援員としてかかわっている方が引き続き市民後見人として活動してもらったほうがスムーズにいく可能性が高いと思う。登録している方が市民後見人として就くのか、それまで法人支援員として活動していた方が引き続きしたほうがいいのか、判断に迷うと思う。ケースバイケースで判断するのか。

事務局 後見人自身の状況もあるので、次に受任できるのかというところも含めて、名簿登録者と面談をしていきながら、候補者を選任する必要がある。登録者自身の意向として、法人後見として支援をしてきた方のケースを希望したいということであれば、個別で考慮して実施する必要がある一方で、独り立ちをして、これまでかかわってこなかったケースについても支援ができる市民後見人であれば、市長申立のケースで市民後見人が適していると判断されるケースがあった際、受任の意向の確認をさせていただくことはあると思う。

委員 市民後見人候補者名簿登録者数としてはまだ1人。今後の目標人数はあるか。

事務局 具体的な数値目標を立てているわけではないが、社協の法人後見を受けていただく前提として、市民後見人に引き継げるケースを受任していただいている。そういったケースは、ゆくゆくは市民後見人にリレーしていけるようにと考えている。そこが一定の目安になると思う。

委員 了解。

委員 養成講座を受講された方の活躍の場がないというのはおそらく全国的な課題の一つと思うが、久留米市のやり方としては丁寧に行われている印象を持っている。市民後見人を名簿登録するにあたって、面接基準を作ってそれが市民後見人の質が担保できるような取り組みをされている。市民後見人の役割を考えたらうえて丁寧に進めていく必要があると思う。

次第Ⅱ その他 次期協議会委員の推薦依頼について

事務局 説明

会長 全体を通してご意見があればお願いしたい。

委員 特にない。

会長 他になればこれにて令和6年度第1回久留米市成年後見推進協議会第は終了とさせていただきます。

—令和6年度 第1回久留米市成年後見推進協議会 終了—